

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和8年4月14日（火） 午後1時27分～4時00分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 井上委員長、齋藤（育）副委員長、鈴木、相澤、中村 各委員
- 4 傍 聴 者 新聞社記者 計2名
- 5 説 明 者 田邊経済部長、生方産業振興課長、原澤農林課長、武井観光交流課長、石井都市建設部長、武井都市計画課長、鳥羽上下水道経営課長、剣持上下水道整備課長
- 6 事 務 局 織田澤事務局長、倉澤副主幹
- 7 議 事 (1) 経済部各課の所管・調査事項報告
(2) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
(3) 経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換
(4) 今後の日程について

8 会議の概要

(1) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは議事に入る。初めに、次第3の(1)、経済部各課の所管・調査事項報告に入る。

ア 産業振興課

・所管・調査事項報告

○委員長 それでは最初に、産業振興課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いする。産業振興課長。

○産業振興課長 それでは報告事項1、沼田北部産業団地への企業誘致について報告する。資料は1ページを御覧いただきたい。

(1)の地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画の承認についてであるが、去る令和7年10月15日、本委員会において地域未来投資促進法における土地利用調整計画について、群馬県知事の同意を得た旨を御報告したが、本日は、次の段階である地域経済牽引事業計画の承認について御報告する。

この計画は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地元の取引先や雇用へ波及効果を及ぼす事業の促進計画である。県の承認により、事業者は税制優遇などの支援を受けられるものであるが、このたび1事業者が、令和8年2月25日、事業計画案を群馬県知事宛に提出し、翌26日付けで知事の承認を得たものである。

公表に関し、事業者の同意がなされた場合には、事業者の名称、住所、法人番号、事業名等について経済産業省のホームページにおいて公表を行うこととなっているが、当該事業者については、同意していないので、詳細は非公表とさせていただきます。御理解いただくようお願いする。

次に、(2)の沼田土地開発公社による契約等について御報告する。

以前にも御報告したが、沼田北部工業団地の整備については、事業の実施主体を沼田市土地開発公社としている。このたび、沼田北部工業団地拡張事業において、沼田市土地開発公

社が幾つかの業務委託契約等を締結した旨、連絡があったので御報告する。

資料に記載したとおりであるが、1つ目は、沼田北部工業団地拡張事業土壌汚染状況調査（地歴調査）業務委託である。これは、汚染の恐れのある特定有毒物質の使用場所や使用履歴を把握し、汚染の恐れの有無を調査するものである。契約期間等は記載のとおりである。

2つ目は、沼田北部工業団地拡張事業測量・調査・設計業務委託である。これは、測量業務のほか、ボーリングによる地質調査業務や造成地設計、調整池設計、道路詳細設計などを行う設計業務などを委託するものである。契約期間等は記載のとおりである。

3つ目は、沼田北部工業団地拡張事業地権者への用地買収同意を求める事務を執り行っていることの報告である。当該地には60数名の地権者がいるが、この方々に買収金額を提示した上で、これに基づき売買契約締結に向けた手続に進むことに同意してくれるかを書面で確認している。なお、この同意書は売買契約そのものを成立させるものではなく、正式な契約は別途締結する売買契約書によるものとしている。本日現在、あと10名弱の方の同意を得られると完了する状況である。

以上申し上げたこれらの契約に基づき、沼田北部工業団地拡張事業が推進されているが、今後も進捗があったら適宜御報告するのでお含み置きいただくようお願い申し上げます。

産業振興課からの報告事項は以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。報告事項1、沼田北部産業団地への企業誘致について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 北部工業団地の近くをよく通るが、今、相当な規模で工場の増築工事をやっているが、それとはこれは別なのかまず確認をさせていただきたいと思う。

○産業振興課長 委員お見込みのとおりであり、今進めているのは既存企業の設備投資事業である。

○中村委員 土地開発公社が契約をしている中で、これらは指名競争入札なのか確認させていただきたい。

○産業振興課長 指名競争入札である。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ以上で産業振興課を終了する。

イ 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、農林課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いする。農林課長。

○農林課長 農林課の所管事項及び調査事項について報告する。

調査事項1、森林経営管理制度に基づく森林整備の進捗状況について報告する。資料3ページを御覧いただきたい。

最初に本制度による森林整備までの流れについて確認させていただく。

従来の森林経営は、森林所有者自ら、または民間事業者に委託などにより経営管理が行われてきたが、近年、森林所有者の高齢化や不在村化等により手入れが届かない森林が増え、経営管理が行われていない状況が進んでいる。そのため、手入れ不足による森林の機能低下を解決し森林を整備するため、森林経営管理制度が創設された。この制度は、経営管理が行

われていない森林について、市が仲介役となり森林所有者と担い手をつなぐ仕組みを構築したものである。

整備に至るまでの流れであるが、まず、市が対象森林を選定し、選定区域内の森林所有者に対し森林整備に対する意向を確認する。次に、市に管理をお願いすると回答があった森林について、伐採木の売却利益を還元するために、境界を明確化するための作業を行う。次に、森林所有者の同意を得て、各個人ごとに集積計画を策定し、市が森林の経営管理実施権を取得する。取得後、経営管理実施権を公募し、選定された民間事業者により整備が進められていく流れとなっている。

本市では、本事業に令和元年度から取り組んでおり、着手から7年が経過した。

それでは、令和7年度末までの状況を報告する。資料4ページを御覧いただきたい。

取組状況は、池田地区において下発知町15.2ヘクタール、発知新田町7.72ヘクタールの経営管理実施権配分計画が策定され、施業に着手し、計画的に立木の搬出が行われた。

川田地区では、既に経営管理実施権配分計画12.76ヘクタールが策定されており、現在、森林整備のための作業用道路の整備が進められており、令和9年度の施業着手を目指している。

白沢町では、11.5ヘクタールを対象に、経営管理権集積計画が策定されたところである。

最後に利根町穴原地区では、36.17ヘクタールを対象に意向調査を行い、境界の明確化まで完了しているため、経営管理権集積計画の策定に向けて手続を進めてまいりたいと考えている。

次に、調査事項2、森林伐採後の植樹の状況について報告する。資料5ページを御覧いただきたい。

まず、森林法に基づく伐採届の制度について触れさせていただく。伐採届であるが、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮し、適切な森林施業の実施、森林資源の状況を把握するため、森林法で届出が義務づけられている届出書である。

民有林において立木の伐採をする際は、30日から90日前までに市町村に届出書を提出することになっている。ここで義務づけていることは、人工林については2年以内に造林、天然林については5年以内に更新することになっている。

本市における過去2年間の届出状況については、令和6年度が22件、面積は35.9ヘクタール、令和7年度が50件、面積は12.48ヘクタールであった。

これらの造林状況については、造林期間終了後、必要に応じて確認を行っている状況である。

次に、報告事項1、沼田市農産物等の販路拡大について報告する。資料6ページを御覧いただきたい。

一般社団法人全日本司厨士協会北関東地方本部主催による、第28回西洋料理美食研究会が2月27日に開催されたので、その概要等について報告する。

農林課では、沼田市農産物ブランド化及び6次産業化推進協議会を主体に、商談会の開催など、販路拡大に向けた取組を行っているが、過去に実施したバイヤーマッチング支援事業による商談会によって生まれた協会の方との縁により、ぬまたブランド認証登録産品を含む沼田市産農産物を主な食材として、研究会が開催されることとなった。

時期的に用意できる食材は限られてしまったが、ぬまたブランド認証産品、パプリカなど9産品のほか、利根実業高校からは、第9回和牛甲子園で高い評価を獲得した和牛肉や鶏卵が提供され、当日、生徒からの食材紹介も行われた。

本市で栽培される農産物は、中山間地特有の昼夜の寒暖差が大きい環境により生じる甘みや旨みといった美味しさが最大の特徴であるが、司厨士協会の皆様からも本市産農産物は大好評で、取引に関する問合せをいただくことができた。

今回の研究会により、司厨士協会など新たなつながりが生まれ、今後についても、ここで終わらせないため、引き続き関係団体と連携を深め、農業振興に努めてまいりたいと考えている。

次に、報告事項2、緑の募金について報告する。資料は別添のチラシを御覧いただきたい。

今年も4月1日から5月31日までの2か月間、緑の募金活動を実施する。詳細は資料のとおりであるが、委員の皆様にも御協力をよろしくお願いする。

参考に、昨年度の募金活用状況等を報告する。令和7年度の募金実績は、87万7,357円で、保育園や小中学校等へ、サルスベリやアジサイなどの緑化木を配布したほか、各小中学校で組織する緑の少年団の育成や、森林学習等の活動支援に役立たせている。

次に、報告事項3、森の国・木の街づくり宣言について報告する。資料7ページを御覧いただきたい。

この宣言は、建築物の木造化や木材利用を推進し、森林資源の循環利用を進めることを目標として、林野庁が推進しているものである。宣言の募集対象は、自治体や企業等で、木材の活用を通じて地球温暖化の防止に貢献するとともに、木とともに生きる地域の未来を育む森の国・木の街づくりに取り組むことを宣言している。参画した自治体等は、林野庁のHP等で公表されるとともに、農林水産省から建築物の木造化や、木材利用の効果の見える化などに関連する情報提供等が行われる。

本市としては、環境意識の高い自治体として、社会的評価の向上につなげてまいりたいと考えている。

農林課所管事項については以上である。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず調査事項1、森林経営管理制度に基づいた森林整備の進捗状況について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 森林経営管理制度の関係で4ページに地区ごとの取組状況が示されているが、今後新たに市が対象森林を選定し、ということで、新たに選定していくのかどうか伺いたい。

○農林課長 現在はこちらに掲載されているまでであるが、課内でも次の森林整備地区について検討しているところである。

○中村委員 その際に、整備すべき森林の選定というのはどのようにするのか伺う。

○農林課長 森林の整備に当たっては、専門家の意見を参考に進めたいと考えており、県との連絡調整や、現在農林課に県職OBの会計年度任用職員がいるので、その意見も反映させながら計画を立てていきたいと考えている。

○中村委員 その際、選定を行うときに、各地区を見ると、個人の山林ではないのかと思うが、今後個人からの申し出の森林に対しても検討を行うのかどうか最後に伺う。

○農林課長 個人からの申し出があった場合も適宜、農林課としては検討対象とさせていただきたいと考えている。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 沼田市は見渡す限り山が多いが、この計画でどのように進めていくかの計画が設定されているのかどうかと、あと最終的にどのぐらいの面積を目指してやっていくというか、そのゴール地点の設定があるのかどうかお伺いする。

○農林課長 全体的な市のビジョンとしては、これから森林ビジョンの策定を行うため、それを勘案して進めていきたいと考えている。

○鈴木委員 そうすると計画自体がその、大まかな絵は描かれてはいないけれども、試験的にという言い方が合っているか分からないが、少し助走しながら、目標を立てながら行くという認識でよいかお伺いする。

○農林課長 委員おっしゃるとおり、着手のしやすいところからというところであった。今後計画を立てながら経営管理制度を引き続き進めていきたいと考えている。

○鈴木委員 明確な目標であったりビジョンがなかったりすると、これを何のためにやっているのかということ、また誰に伝えるにも伝えづらいかなと思うが、実施していることと成果と目標を市民の方にどのように周知していくのかお伺いする。

○農林課長 長年森林に関しては手がつけられずに苦慮していた歴史があったと思う。令和に入りやっと着手されたところであるので、所有者の方に御協力をいただきながら丁寧に進めていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ自分の方からよいか。

○副委員長 進行を代わる。委員長。

○委員長 意向調査の実施面積が出ているが、今全体で252ヘクタール、どれぐらいの割合で意向調査が済んでいるのかと、あと人数的に山を持っている人でどれぐらいの意向調査ができていないのか。先ほど個人はやっていないみたいな状況であったと思うが、その辺がもし分かれば伺いたい。

○農林課長 こちらの表に記載のとおり、基本的に林班ごと、個人のものに関して個人ごとに集積計画を策定しているので、基本的には個人所有の森林とお考えいただいて結構である。それと市全体で、林班の数で申し上げますと181林班ある。その中の7林班になるので、そんなイメージということで御回答とさせていただきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に、調査事項2、森林伐採後の植樹の状況について質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 山を植林していくということは、山を一からつくるというか、いいタイミングかなと思うが、そこに対してある意味何かの付加価値であったり、ブランド化であったりという視点があるかどうかお伺いしたいと思う。

○農林課長 まだ森林の保全というところでとどまっているので、そういった点に関しては今後研究していきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に報告事項1、沼田市農産物等の販路拡大について質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 これで実際に契約に結びついたとか、そういった事例があれば教えていただきたい。

○農林課長 開催が2月の下旬であったことから、まだ細かな情報が得られていないので、その点に関しては情報収集を継続していきたいと思う。

○相澤委員 もう1点、実際に販売を行うときや契約するとき沼田市の農林課が間に入って何か支援をするというよりは、このマッチングをするというのが趣旨なのか。それを確認でお伺いする。

○農林課長 現状、初めての取組である。委員おっしゃったような形で、協会の方と直接生産者と、という形で今はとどまっている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に報告事項2、緑の募金について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に報告事項3、森の国・木の街づくり宣言について質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 乱暴な聞き方であるが、実際に何をされて、何を目指していくのかお伺いしたいと思う。

○農林課長 こちらは直接的に次に何か控えているわけではない。説明のとおり、行政や企業が登録することによるブランディングにまだ特化している状態である。こちらに関しても今後研究を継続し、取組につなげていきたいと考えている。

○鈴木委員 結構前の記憶であるが、以前群馬県で群馬県産の木材を使って住宅を建てたら、というときがあって、私は建築業界にいたもので、そんなところを見ていたが、正直、業界ではあまり群馬県産材の利用が進まなかった過去があったと認識しているが、そのときの木材利用の機運を高めるといふものとの違いと、制度としてこういうものがあり、使えばということなのか、本市として本当にこれで沼田市を森の国、木の街としてつくっていくというのか、市としてのビジョンが分かれば教えていただきたいと思う。

○農林課長 本制度は募集開始が令和7年10月から始まり、3月までで募集が完了したところである。この宣言に関してもスタートした段階であるので、情報収集をしながら研究していきたいと考えている。

○鈴木委員 例えばその森の国・木の街を、ほかの課と連携して一緒にやっっていこうとか、何かそういうビジョンがもしあればお聞かせいただきたい。

○農林課長 今後の事業展開の課題というふうに捉えている。以上である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

ウ 農業委員会事務局
・所管・調査事項報告

○委員長 次に、農業委員会事務局の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いする。農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 引き続き、農業委員会の所管事項について報告する。資料9ページからとなる。

報告事項1、令和7年度の農地法許可状況について報告する。資料10ページを御覧いただきたい。

許可申請別に、第3条許可が68件、第4条許可が13件、第5条許可が64件であった。許可申請の内訳については、記載のとおりであるので御覧いただきたい。

次に、報告事項2、農業後継者応援事業「ぬまた農縁」について報告する。資料は別添のチラシを御覧いただきたい。

農業に従事、または興味がある独身男性及び女性を農業で結び、本市の農業人口を増やすための取組で、令和4年度から実施している事業である。今年度も3回の農業体験やイベントを計画している。市内各所にポスターの掲示や、市ホームページや市公式SNS等による情報発信を予定している。

委員の皆様におかれても、周知等御協力をよろしく願います。

農業委員会事務局の所管事項は以上である。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず報告事項1、令和7年度の農地法許可状況について質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に報告事項2、農業後継者応援事業「ぬまた農縁」について質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 農業の跡継ぎを、縁をつないでいくということで行われている事業であると思うが、以前同じ内容を質疑したが、結婚が前提でなくてもいいのかなと思っており、男女のマッチングというよりは、農業を引退される方のところを、移住してきた家族が引き継ぐとか、そういったことも可能ではないかという質疑をさせてもらって、それは検討するという回答をいただいていたが、その後、検討はどのようにされたか、引き継いでいることがあればお聞かせいただきたい。

○農業委員会事務局長 今年度もこれまでと同様に男女の縁という形での農縁を開催しているので、こちらは御理解をいただければと思う。

○相澤委員 例えばこれを二地域居住であるとか移住の関係につなげるとか、そういった他課との連携の中で進めていくこともできる事業と思う。それなので引き続き、結婚という形だけではなくて、どうやったらこの農業が沼田市内で引き継いでいかれるのかということを検討していただけたら幸いである。その辺についてお考えがあればお聞かせいただきたい。

○農業委員会事務局長 市内の農業者に対して、市外の女性も参加いただいているので、そういったつながりも発生してくると思うので、その辺りも含めて研究していきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農業委員会事務局を終了する。

エ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、観光交流課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いする。観光交流課長。

○観光交流課長 観光交流課の所管する事業について報告させていただく。

初めに、報告事項1、吹割の滝開き並びに無事故安全祈願祭についてであるが、国の天然記念物であり、本市屈指の観光名所である吹割の滝へ来られるお客様の安全と観光誘客を目的に、4月17日金曜日午前10時から利根町追貝地内、滝入口・竜宮の湯駐車場にて利根町観光協会の主催で実施する。この祈願祭終了後、「歩きはじめの儀」を行う。会場を出た後に浮島へ行き、滝へと移動する。

すでに正副議長、各常任委員長、経済建設の委員各位には御案内を差し上げているが、出席方についてよろしく願います。

次に報告事項2、老神温泉大蛇まつりについてであるが、老神温泉観光協会の主催により5月8日金曜日、9日土曜日の午前11時から午後10時まで、赤城神社及び老神温泉街にて実施される予定である。

内容については、赤城神社にて神事を執り行った後、御神湯守の儀（おんゆもりのぎ）、子ども白蛇みこし渡御及び夜には若衆蛇みこしの渡御が行われる予定となっている。

観光交流課からの報告事項は以上となる。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず報告事項1、吹割の滝開き並びに無事故安全祈願祭について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 吹割の滝について、地元の観光協会等、県内外への周知、PR的なものを市のほうでも何かタイアップして観光宣伝等をしているのかどうか伺う。

○観光交流課長 まずこの吹割の滝開きをこの時期にやることの方針として、この頃は雪解け水が合わさって水量が安定している。そういったところで吹割の滝自体も迫力のある滝を見せることができるということで、この時期に安全祈願祭を設定している。発信としては、ホームページ等には載せているが、特に大々的にこの時期にというような形は薄いかなと考えられるので、今後そちらについては検討していきたいと考えている。

○中村委員 ぜひ、慣例に基づいて同じことではなくて、その辺の新たなPR等周知も推進していただきたいと思うが、今、課長から雪解けの水で非常に水量があって、夏の渇水期から見ると今が一番雄大な滝で見応えがあると思っているが、水量が増すということは事故につながりやすいという形で、落石もしかりであるが、水量が増したときの事故防止、または落石防止等で施工したときもあるが、その辺の安全についての観光協会と当局との打合せ等で何かあればお伺いする。

○観光交流課長 吹割の滝は、警備について市が警備会社に委託をしており、先日も警備会社と今年度について詳細な打合せをしてきたところである。天気予報であったり上位のダムへの警報、こういったものをきちんと拾って速やかな対応ができるような、そういった打合せをしてきたところである。

○委員長 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 なければ次に報告事項2、老神温泉大蛇まつりについて質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 これも同じような質疑になるが、やはり老神温泉のイベントの中でもメインの

イベントになると思う。そうすると観光協会もしかり、当局においても県内外への周知、PR等についてお考えがあれば伺う。

○観光交流課長 大蛇まつりへの県内外のPRにということであるが、昨年がちょうど12年に一度、108メートルの大白蛇が出る年ということで、昨年は大々的にプロモーションをしていた。通常の大蛇まつりの日程が、5月の第2金曜日、土曜日と固定して行っているお祭りになっていることから、周知については例年同様という形で、先ほどのことではないが弱くなっているところではあるのかなと思ひ、また見直す必要があるのではないかと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で経済部各課の所管・調査事項報告を終了する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの説明のとおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

休憩する。

午後2時12分～2時14分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(2) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

ア 都市計画課

・所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第の3、(2)都市建設部各課の所管・調査事項報告に入る。最初に都市計画課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。都市計画課長。

○都市計画課長 初めに調査事項1、3・3・1環状線事業の進捗状況について報告する。お手元の資料、次第をめぐっていただいたところ、栄町工区ということでA3の図面を御覧いただきたい。緑色表示の道路改良工事について、令和7年度末を工期として改良工事を進めてきたが、電柱移転の遅延などにより令和8年8月31日まで工期を延長し、改良に努めているところである。

また、県道部分のピンク表示の令和8年度の工事については、7月の発注を目指し準備を進めているところである。

また、県道沼田大間々線との交差点暫定開通に向けた公安委員会との協議を進めているところであるが、改良工事の順序や信号機設置年度などの調整に時間を要している状況となっている。

今後も業務の進捗に合わせて報告していくのでよろしくをお願いします。

次に調査事項2、本委員会が令和7年3月28日付で提出した「沼田市における景観の

保全及び景観計画の策定に関する要望」に対する回答に係る取組状況について報告する。提出資料はないので次第を御覧いただきたい。

本市では、市民緑化推進事業などの既存制度を活用し、住民主体による緑化活動を支援することなどにより、良好な景観形成と快適な住環境の創出に努めている。

また、石墨棚田の活動が令和7年度の都市景観大賞を受賞するなど、本市における景観への取組が多岐にわたり進められているものと認識している。

一方で、令和7年12月25日に開催した景観まちづくり講演会については、65名の参加をいただき、一定の関心や理解の広がりが見られたものの、その参加人数や反響を踏まえると、市民全体の景観意識の醸成については、なお課題があるものと認識している。

また、本年3月26日には、国が主催する、はじめての景観まちづくり相談会に参加した。そこでは、景観計画は一度に完成度の高いものを目指すのではなく、区画整理区域などの契機のある地区から検討を進めるといった段階的な制度形成に着手する方法や、任意のガイドラインやビジョンの策定により地域住民との共通認識を形成する方法などについて助言を受けたところである。

あわせて、地域主体の推進体制の構築や、短期・低コスト施策からの着手など、実務的な知見が示されたところである。

景観計画によるまちづくりは、本市の魅力向上に有効である一方で、一定の規制を伴うことから、市民や事業者の理解と合意形成が不可欠である。

このため、今後については、市民の景観意識の醸成を図りながら、本市の景観に関わる各種課題を踏まえ、適切なタイミングを見極めながら、段階的に検討を進めてまいりたいと考えている。

続いて報告事項1、中心市街地土地区画整理事業仮換地の指定について報告する。資料については先ほどの環状線の次のページ、カラー刷りの図面を御覧いただきたい。

図面で青色の斜線表示になっているが、各街区での協議の結果、共に中町であるが、3街区及び5街区において合意形成が調った。これを受け、土地区画整理審議会での審議を経て、土地区画整理法第98条に基づく仮換地の指定を令和8年2月9日に行ったので御報告する。

なお、今回の指定により仮換地指定率は74.9%となった。今後は、順次、建物調査などの作業を進めていく計画である。

都市計画課からは以上となる。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項1、3・3・1環状線事業の進捗状況について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 供用開始という計画的な時期は協議の中で示されるのか。

○都市計画課長 まず公安委員会との協議の状況であるが、令和7年度に複数回、公安委員会との協議を重ねてきた。現在の状況としては、仮に令和9年度に県道沼田大間線と環状線の交差点を十字路で暫定開放する場合には、信号機を申請することになる、翌令和10年度には、図面を御覧いただくと紫の部分で表示されている県道部分のガス管、水道管の布設替えなどの工事があるので、これを行うことにより県道で片側交互通行規制及び仮信号機の設置が必要になってくる。しかしながら暫定解放後は、交通量の増加が見込まれるほか、新設の常設信号と工事用の仮設信号が至近距離で運用されることとなり、信号間の安全性の確保ということが課題となってくる。

この課題に対して公安委員会からは、まず県道から東側のみを丁字路として暫定開放して、西側については県道の工事完了をもって改めて十字路として開放してはどうかという御提案を受けているので、現在この提案を軸に、安全かつ円滑な供用開始に向けた検討を進めているところである。

○中村委員 今の説明で言うと令和9年度に一部開放になるような計画でよろしいのか。

○都市計画課長 暫定開放の関係であるが、用地買収、改良工事、交差点協議、信号の設置時期など、複雑な要素が絡んでくる状況ではあるが、今後進捗状況を確認しながら早く、現在よりも安全性が向上するように暫定解放を図っていきたいと考えている。暫定開放の目標としては令和9年度、この場合には現道の南側の部分で、2車線の対面通行という形で、それを令和9年度を目標として考えている。

○中村委員 交差点から東側、今後買収して新たに改良していく地区であるが、その辺の方々の交通の早期供用開始を望む声もあるので、できる限り、県と協議して早急な供用に向けて尽力をいただければと思う。答弁は結構である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に調査事項2、本委員会が令和7年3月28日付で提出した「沼田市における景観の保全及び景観計画の策定に関する要望」に対する回答に係る取組状況について質疑はあるか。相澤委員。

○相澤委員 機運醸成が非常に大切になってくると思うが、もう少し具体的に、どういう方々に対してどういう内容を発信していくのか、検討されていることがあればお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 市民の意識醸成という課題に対してどう取り組むかということであると思うが、景観づくりは行政だけではなく、やはり市民の皆様一人一人の御理解、御協力が不可欠であると思う。また、意識醸成のための啓発活動は非常に重要なことであると考えている。本市においても景観まちづくり講演会などを実施したが、参加者数であるとか反響の面から、開催方法の見直しが必要であると思われる。また、市民の皆様の関心を高め、自分事として景観を考えていく有効な手段は、地道な講演会活動であるとか、そういったものが必要であると考えているので、今後も引き続き講演会や啓発活動、そういったことを適時、適切に実施していきたいと考えている。

○相澤委員 当日、沼田高校の学生が多数、話を聞きに来ていたと思う。あと最近であると駒澤大学の学生が街なかの取組にゼミ生として来て、研究対象としてくれているという事例があるが、そういった学校や学生たちとの取組等、協力して何か景観について研究を重ねていくことで検討されていることがあればお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 具体的な施策はまだ検討中であるが、景観まちづくり講演会の際に高校生向けに事前アンケートというものを行っている。その中の結果として、相対的な話になるが、景観について興味があるという方が8割以上いた。その一方で景観計画をつくることに参加したいかという話については、やはりぐっと少なくなって、6割の方が消極的な回答されている。内容によっては参加したいという方が4割いるので、今後についてはそういった方をどうやってこの流れの中に取り込んでいくかということが重要になると思っている。

○相澤委員 機運醸成という意味で学生たちが関わっていくということは、まちにとって非

常に有意義なことかなと思うので、ぜひ検討を引き続きお願いする。それと要望の中に景観行政団体に入るといったことが含まれていたと思うが、県と連携しながら進めなければならない内容と思うが、県の担当課と今、連携等していることがあればお聞かせいただきたい。

○都市計画課長 景観行政団体への移行については、県と事前に、移行するに当たっての手続であるとか、そういったことをいろいろ相談させていただいている。この協議に際しては、まだ景観形成施策の基本方針をはじめ、その事務を執行するための組織体制、景観計画の策定に向けたスケジュールなどがある程度明確に示す必要があるので、そういったことについて今相談はさせていただいている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に報告事項1、中心市街地土地区画整理事業仮換地の指定について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 この仮換地指定をしたときに、各地区、3街区でも5街区でもいろいろな課題があったと思うが、公表できるような課題がもしあれば伺いたい。

○都市計画課長 基本的には街区ごとに協議をしていただいて、どんな町並みにしたいかということやっていたのが基本である。そのほかに市としては、本町通りについてはやはり商業用というか、商店であるとか店舗兼住宅とか、できればそういったものをお願いしている状況であるが、今回の3街区についても、自分たちで協議をして、その重ねた中でこれがよかろうということできてきているので、それを尊重するといった形になっている。特に課題というのは、いろいろあるかと思うが、そういったことも含めて検討していただいているということである。

○中村委員 先ほど今課長が言ったように大通りに面したところについては商業関係とか、そういう市の意向というか、基本的な考え方も地元等と協議しながら、ある程度、推進を図っていただければと思うが、その辺について課長のお考えがあれば伺いたい。

○都市計画課長 本町通り、中町のところについても、基本的にはまちづくり合意事項、以前合意に至ったところであるが、やはり沼田まつり等を実施する場所であるので、地域の中でも歴史を感じさせるものがよかろうという話は出ていた。市としてもまちづくり合意事項があるので、ゆるやかな和を基本として、そういったまちづくりをお願いしているところである。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 今の中心市街地土地区画整理事業とその前とを一緒に絡めた話であるが、今群馬県内の7割近くが景観行政団体になっていて、それぞれ計画を進めていると思うが、中心市街地のまちづくりの部分で前に委員会で質疑したときに、そこには景観の部分は含まれていないという話であったが、まだまちづくりが完結しない中で、これからも最終的な形に向けてやっていかなければならないと思うが、そこに景観の計画が入る可能性はあるのか。その部分を含めて考えていただいたほうが良いような気がする。

○都市計画課長 冒頭、景観のところでお話ししたとおり、国の相談会の中では、景観のことを考えるのに区画整理などがよい機会になるということであるので、そういった意見を参考にしながら進められるものを進めていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市計画課を終了する。

イ 上下水道経営課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に上下水道経営課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。上下水道経営課長。

○上下水道経営課長 それでは、上下水道経営課から簡易水道経営戦略の策定について報告させていただきます。配付させていただいた概要版の資料を御覧いただきたい。

沼田市における簡易水道事業経営戦略は、令和3年度に初回版を策定しており、対象期間は令和12年までの10年間であった。国の方針により中間点である5年で見直すことになっているので、今回、沼田市簡易水道事業経営戦略を令和8年度から令和17年度版として改定したところである。

まず1ページ、本市簡易水道事業の現状と課題についてであるが、本市においては、人口の減少傾向が続き、利用者も減少している状況にあることから、今後の増収を見込むことが難しい状況にある。また、施設の老朽化により、修繕や更新の需要は高まっており、さらに物価上昇などによる維持管理費の増大も懸念されることから、財源を確保し持続可能な経営環境の構築を目指していく必要がある。

次に第1章「沼田市簡易水道事業経営戦略について」であるが、経営戦略策定の背景と目的として、水道インフラは、市民生活と経済基盤を支える最も重要な都市基盤の1つであり、安定した事業運営を目指す必要がある。しかし、先ほど申し上げた様々な要因により事業環境は厳しさを増していく状況であることから、国は、経営戦略を定期的に改定し、地域や時代に合わせて最適化していくことを全国の市区町村に要請している。このような流れの中で今回中間点である5年目の見直しとして、新たに改定したところである。

続いて第2章「簡易水道事業の現状」であるが、ここで沼田市における簡易水道の整備状況を明示している。市営簡水が22事業、組合営が3事業、小水道が4事業であり、今回の経営戦略で対象とするのは市営の22簡易水道事業となる。

しかし、企業会計を行っている簡易水道は、表の左端の直営10簡易水道であることから、今回の経営戦略の内容はこの10簡易水道を実質分析したものとなる。

また、簡易水道全体の給水人口は令和6年度末現在で19,000人弱、年間の有収水量は260万トンを超える規模となっているが、管路の36.5%が法定耐用年数を越えているなど老朽化が進んでいる状況である。

続いて2ページ目を御覧いただくと、他市町村との料金比較と経営指標の比較分析が表示されている。市営簡易水道料金の平均料金を比較すると全国平均、県平均を共に下回っており、各指標の分析については他類似団体比較ではよい状態であるが、今後施設の給水収益減少や施設の老朽化により悪化する予測となっている。

続いて3ページの第3章「事業を取り巻く経営環境」については、沼田市の行政人口の推移についてであるが、昭和55年をピークに減少傾向が続いており、今後の水道料金の収入減が懸念される状況にある。

次に第4章「理念と経営基本方針」であるが、上水道と共通で「SAVE-WATER～

次世代につなぐ水道事業」を理念として掲げ、簡易水道の老朽化対策、更新財源の確保、事業運営の効率化を経営基本方針として、持続可能な経営環境の構築を目指す。

同ページの下部の経営目標であるが、「モノの課題」として簡易水道施設の老朽化対策、配水池配水管等の更新、「カネの課題」として料金水準の検討、内部留保資金残高の目標設定、企業債（残高対給水収益）比率の目標設定を行い、計画期間10年間における具体的な目標を定めているところである。

続いて4ページ目の第5章「将来の経営環境」であるが、将来の行政人口は、減少傾向が継続する見通しであり、簡易水道料金収入の見通しについては人口減少に伴って、減収が予測されている。

次に4ページから5ページ目の第6章「投資と財源に関する取組み」であるが、当経営戦略の期間である令和8年度から令和17年度までの投資計画を掲載したものである。老朽化に伴う更新工事に見込まれる事業費の総額は、約15億円と多大であるので、料金水準の在り方について検討を行いつつ、規律ある起債による財源確保を図りながら、国の補助金なども検討していく必要があるとされている。

続いて第7章「投資・財政計画」であるが、各章の見通し、取組予定を受けた中で経営目標を達成するための料金改定の検討素案を計画したところである。記載されている料金改定案は、利用者の急激な負担増を避けるため、令和10年度で現行比37%増、5年後の令和15年度に27%増の計画となっているが、これは第4章に定めた計画上の目標をクリアするための案の1つとして設定したものであり、この改定率で改定を行うものではない。

また、6ページの料金改定後の見通しであるが、2段階の料金改定後であれば、経営目標が達成される見通しである。料金改定を実施しなかった場合の計画最終年度の見込み数値と比較すると、経常収支比率は約10ポイント改善、累積欠損金比率は約200ポイント改善、流動比率は約170ポイント改善、企業債残高対給水収益比率は約220ポイント改善と見込まれている。繰り返しになるが、この見通しは案のとおり料金改定した場合となる。

しかし、安定的、持続的な簡易水道事業の実現のためにさらなる経費削減や広域化等の検討が必要であるとされている。

最後に第8章「経営戦略の事後検証等」として、次回経営戦略見直しの予定時期を5年後の令和13年3月、期間としては令和13年度から令和22年度の10年間と定めている。5年ごとに10年先の戦略を立てていくということになる。

この経営戦略の改定を受け、上水道で行った手順と同様に、今年度、「簡易水道料金あり方検討委員会」において進めていただく予定である。検討委員会の予定としては7月から毎月公開により開催、年内までに5回以上開催し、その後年度内に答申をいただく予定である。

検討委員会の進捗に併せて本経済建設常任委員会へ報告、併せて簡易水道連合会への報告やHPへの公開などをさせていただき、進行内容を共有していく。

また、上水道は1年間で進めたところであるが、簡易水道については委託のものも多数あるので、令和9年度はパブリックコメントや条例改正などを行う検討期間、準備期間とし、時間をかけて進めていく予定である。

上下水道経営課の報告事項は以上である。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行う。まず報告事項1、沼田市簡易水道事業経営戦略について質疑はあるか。鈴木委員。

○鈴木委員 3月の定例会の一般質問で高柳議員が小規模集落の給水ということを挙げられたと思うが、その点についての検討がされたのか、見直しについてお伺いしたいと思う。

○上下水道経営課長 こちらの経営戦略は、昨年、令和7年の6月から策定に入り、3月の定例会となると、その一般質問をいただいたときには既にもう完成されているということになるので、こちらには内容が入っていないことになる。

○鈴木委員 私はそのときにこの視点がなくて、なるほどそうなのかということでも勉強させてもらったが、確かに可能性の1つとしては大きいことなのかなと思って捉えていたが、今後そういった視点が、この経営戦略を考えたときに、入れていく余地があるのか、またはそういうふうにはせずに既存の簡易水道の管路を使って、あくまで既存の路線でいくのか、お伺いしたいと思う。

○上下水道経営課長 基本的にこの経営戦略は、10年の計画を立てることになっており、原則としては5年ごとに見直して、10年先を見るという形で策定しているので、必ずしも5年まで何もしないということではない。当然、状況の変化に応じて戦略を再検討するということはある。しかし今のところ、こちらの経営戦略で令和13年の見直しまでは続けていくような形になると思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で上下水道経営課を終了する。

ウ 上下水道整備課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に上下水道整備課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。上下水道整備課長。

○上下水道整備課長 それでは調査事項1、市内の簡易水道の現状と課題について報告する。

まず、現状についてであるが、お手元の資料の1枚目、沼田市給水区域図を御覧いただきたい。沼田市の水道は、上水道を中心に周囲を29の簡易水道及び小水道が取り囲むように整備されている。これは、沼田市特有の地形によるもので、これほどの数の水道が1つの自治体に存在する場所は珍しく、山や川、河岸段丘に囲まれた地形や過去の経過によりこのような形態となったもので、簡易水道及び上水道の施設統合等、水道の一元管理については、難しい地域であると考えている。

次に課題についてであるが、お手元の資料の2枚目、群馬県水道図を御覧いただきたい。沼田市の水道が、数多くの水道に分かれて整備されている理由として、豊かな水を有していない土地柄であることから、複数の水源や遠方の水源の水までもかき集めて必要とする水量を賄っている施設となっており、長期間雨が降らない渇水期には水不足を生じる脆弱性を持った水道であることが問題と考えている。

また、今までにないスピードで進む高齢化や人口減少により、水道事業に携わる地元簡易水道組合の従事者不足も将来の水道事業に影を落としている状況である。

現時点での報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行う。調査事項1、市内の簡易水道の現状と課題について質疑はあるか。中村委員。

○中村委員 冬場に水源が枯渇して、例えば川田地区において断水等が起きている状況下にあったと思うが、今年も全国でダムの貯水率が低下して0に近いとかいろいろ言われている中で、水源が不足するというような簡易水道が出てくるかと思うが、その辺の水源不足の簡易水道となってしまうようなところについての把握はどのようにしているのか伺う。

○上下水道整備課長 特に市で簡易水道に調査をかけているということは今のところやっていない。原水が少なくなったということで連絡が入ると、市で給水車を用意したり給水袋を用意したりして、地元の簡易水道組合と調整しつつ、近くの別の簡易水道組合から水を調達させてもらって、協力していただいて、配水池に水を補給するというようなことを今はさせていいただいている。

○中村委員 水源不足の折には、隣接する簡易水道の協力をというような説明の中で、当局としてその辺の水源的に厳しいだろうというのは、今後ある程度事前に把握しておいて対応していくことも必要かなと思う。22の簡易水道事業があるわけであるが、先ほど課長が言うように緊急事態のときに隣の簡易水道に、という形で協力体制がとれるということは非常にいいことなので、今後この22ある簡易水道同士の統合も人口減少の中では視野に入れて検討していく必要があると思うが、課長の考えを伺いたい。

○上下水道整備課長 国でも水道の広域化、共同化、なるべく施設を減らしましょうみたいな方向で進んでいる。ただ、一長一短があり、全部まとめてしまうと被害が起こったときに被害の範囲が大きくなるという点もあり、今その方向性として、どちらに行くのがいいのかということもあるが、ある程度そういった方向も考えていかなければいけないとは思っている。

先ほども説明をさせていただいたが、沼田の簡易水道は沢筋にそれぞれあるような簡易水道であるので、簡易水道を統合して施設を少なくしていこうというのはなかなか難しい状況にある土地柄なので、どういった方法がいいのかということも含め、簡易水道の統合ができる場所は、全体をというよりは、幾つかの簡易水道をまとめていく方向など、そういったことで取り組めるところを検討しながら進めていきたいと思っている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で上下水道整備課を終了する。

以上で都市建設部各課の所管・調査事項報告を終了する。

それでは次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの説明のとおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

○委員長 休憩する。

午後2時55分～3時03分

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(3) 経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは(3)の経済部・都市建設部についての調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、お願いします。相澤委員。

○相澤委員 個人的には前回の委員会で言ったルートインの事業成果とかが、ルートインが成果をなかなか、内部資料なので出さないということなのであるが、どうやって今後、誘致した企業など、そういったところの検証を行っていくのかというのは、委員会でも少し考えなければならないのかなと思う。どうやって事業効果を検証していくかみたいなことを委員会内で話し合えたらいいと思う。

○委員長 誘致企業のものに関してということか。

○相澤委員 市が住民説明をしたときに、これだけの経済効果があります、と言ったが、検証は一切しません、というのが問題と思うのである。それをどう行っていくかという、他の自治体の事例とかも参考にしながら我々が提案していくというのは、必要になるのかなと思う。

○委員長 全ての事業にというわけにはいかないので、今の話であれば市が責任を持って誘致したものに関して、説明もしているのに、その後の効果の検証が何もないというところが問題なので、それは皆さんいかがか。掘り下げていく、または調査をかけてみる。

○鈴木委員 掘り下げるとするのは難しくないか。

○委員長 よそがどうやっているかというのを調べることはできるけれど、市内では多分同じことを聞いても、向こうが出してくれないので答えられません、というところで全部ストップしてしまうので、やるとすれば、そういうことを検証できているところを探して、実際にどういう検証方法をとっているか調査して、それを提案していく形になるのかなという、今、頭の中のイメージであるが、やるとすればそのくらいが考えられる。

これについて、今回の調査事項としてはどうするか。

○中村委員 上げられるのであれば上げればよい。出して当局の対応を見れば。出せないという回答が来ればそれはそれで。

○委員長 調査事項として出すのは難しいが、ルートインの誘致後の経済効果についてというので改めて聞くか。もっと具体的に数字として入込客数がどれくらいなのかを聞くか。

○鈴木委員 経済効果でよいのではないか。

○委員長 ルートインに限定して経済効果を確認するということでよいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 ほかに何かあるか。副委員長。

○副委員長 例えば先ほどの老神にしても、観光協会が3つとかあってややこしい。なぜそこがうまくいかないのか、また違う団体なので、ここがどうのこうのとは言えないかもしれないが、今、県がユネスコの無形文化遺産登録、それで7大温泉に老神が入っているわけである。県の事業であるが老神を盛り上げるために沼田市も頑張らなければいけないと思うが、そういうことをこれから観光交流課としてどう動いていくのか。

そこに応援というか、スポットを当てていかなければならないと思う。

○委員長 老神に関して、ユネスコ無形文化遺産登録に向けての支援。

○鈴木委員 老神温泉にスポットを当ててもいいが、吹割の滝もちょっと入れられるといい。

吹割の滝を含めた、という言い方にさせてもらおうと、利根町のあの辺の活性化について聞ける。老神温泉というところになってしまうから。吹割の滝は切っても切り離せない。

○相澤委員 副委員長が言っているのは、温泉文化の登録に向けての事業を県でやっているから、それに対しての支援等、登録した先にどうするかという話だと思う。鈴木委員が言っているのは、老神温泉と吹割の滝を交えて観光業をどうやっていくかみたいな話である。

○鈴木委員 一緒に、それを契機にやっという話である。

○副委員長 もちろん観光につながる話だから、経済活性化ということで、例えばその温泉にスポットが当たれば宿泊客が来るし、もちろんその周辺を散策というか、巡ったりはするわけだから。

○委員長 観光地としてあそこを盛り上げるためにどうすればいいかという話で、いい契機だから市もそこに手を入れたほうがいいのではないかということである。

それはどうするか、温泉文化の無形文化遺産登録という言葉も入れるか。

○鈴木委員 入れていいのではないか。それを契機とした、老神温泉の地域を含めた活性化に向けた検討とかにしておいてもらえれば。

○委員長 文言はまた直す可能性はあるが、温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録を契機とした老神温泉、と言ってよいか、利根町地区の地域活性化策について。

ほかに何かあるか。都市建設部はまだ出ていないが。

○鈴木委員 個人的には、水道の87億円が今幾らになっているのか聞きたいが、聞いたところでそれは掘り下げられない。

○委員長 さらに何年か経ったらまたもっと増えている可能性が高いので、とりあえず現状は確認できるかもしれないが。

○鈴木委員 掘り下げようがないから、ああそうですかで終わってしまう。窓口へ行くしかない。

○委員長 興味で聞いて終わりとなってしまう。

○中村委員 それでも浄水場の改築更新の進捗状況でいいのではないか。前の課長のときはまだ始まっていないので報告がなかったが、新年度になったわけだから。

○委員長 何か月か前に調査をかけようとしたところで、現状報告事項はありませんということで、なくなったので、改めて年度が変わったところで進捗状況ということで聞くか。

○中村委員 地元の高平地区は、地元への説明会はいつやるのかと気にしている。

○委員長 ある程度形ができてこないと説明にもならないということで何も手をつけていない。

このエリアにできるが、どんな方式のどのぐらいの面積のものができるかも分かりませんでは、地元説明にも何にもならないので、その辺の設計が終わるまでは動きがないということであった。

○中村委員 工事に入っても多分進入路が狭いから、その辺の問題も出てくる。いいのではないか。

○委員長 約1年前にも聞いたので、進捗状況の確認ということで出させていただきます。

ほかに何かあるか。

○相澤委員 関係人口の話は聞くか。

○副委員長 何か的をずらさないといけない。

○委員長 修学旅行という観点からは当然聞けない。観光客をどうやって呼び込むかという観点で観光交流課に聞くのは別に悪くないと思う。

今まで東京にアピールに行って、というのはいろいろやっているが、範囲を絞って、では修学旅行客を連れてくるためにはどうすればいいかみたいなことは話には聞いていない。

○副委員長 そう、パッケージ化である。

○委員長 そういったパック客や団体客をどうやって呼び込むかみたいな、パッケージで考えていることは何かあるかみたいな調査は、今後につなげるためにもやっていいと思う。

○鈴木委員 それを年間を通しての委員会の研究にできないか。もしかしたら同じようなことを考えている自治体があるかもしれない。

○委員長 この中で鈴木委員は行っていないが、香川県の三豊市に視察に行ったときに、パッケージで、視察に来た人は全部、宿泊も飲食も何も自分たちに関係するところに全部連れて行って、お金は自分たちの関係するところに全部落ちるみたいな形で作っていた。そういうパッケージがうまくできれば、例えば老神温泉に来たときに、食べるものはこの範囲で回してみたいな、そういうやり方もあるので、視察なので内容は違うが、そういったパッケージングで、自分たちのところに全部囲い込むという考え方はありかなと思う。そういったところで新しく何か始めてもいいのかなということで、調査をしてもいいと思う。そうすればよそでやっているところを視察で見に行って、実際こんなことをやっている、みたいなことを調査しやすいと思う。

○副委員長 それで老神にうまく流れればそれが一番である。本当にそう思った。

○委員長 そこから老神だけではなくて沼田のリンゴ園のほうにもそれが広がるとか、いろいろな広がり方はあると思う。

○副委員長 三豊市は、地元の方というか、移住者を絡めているのである。

○委員長 観光客誘致の考え方を、既存の考え方と変えたほうがいいのだろうかということである。そうすると前から副委員長が言っていた修学旅行を呼び込むみたいなことにつながっていく。

○副委員長 私が修学旅行と言ったのは、一番分かりやすくてまとめやすい、イメージが湧きやすいと思ったからであり、交換で学校同士でやってもいいのではないかと思った。

○相澤委員 副委員長がいいのではないかと言ったのは新宿であったか。これを聞いていて思ったのは、全国の学校に対してのプレゼンや発信ではなく、新宿であったら新宿、板橋であったら板橋の、沼田から何時間ぐらい離れていて片道どのぐらいで来られるということが分かっている学生を対象にしているから、すごくパッケージ化しやすいと思う。ターゲットが決まっていて、学生の修学旅行だからこのぐらいの予算額で、とかが分かるからパッケージ化しやすいということが多分みそなのだと思う。そういうものを組んでいくことが重要と思う。三豊市の場合も、行政視察で来るから支払い額は大体こんなものだろうということが分かっていて、大体こういうところが見たいでしょう、こういうところを見れば参考になるでしょう、というのが分かるから、パッケージ化しやすいということがあると思う。だからマーケティングみたいな話かなと、聞いていて思った。

○副委員長 お互いでそれをやればウィンウィンかなと思っている。

○委員長 調査事項としてなかなかうまい言葉が見つからないが、観光誘客のパッケージ化に向けた取組についてみたいなことで、そこから中で広げていく。一般質問でやる内容かも

しれないが、その後やるかどうかは別にして、着眼点として委員会の中でやっていくのはいいことかなと思うので、調査事項の1つとして上げる。

ほかに何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で調査事項の検討と意見交換を終了する。ここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりとさせていただくのでよろしく願います。

(4) 今後の日程について

○委員長 ここで事務局から連絡事項があるので、お聞き取りいただきたい。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。皆さんそのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしく願います。

ほかに、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。